

中国の貿易政策に関する考察

—自由貿易協定と公的貿易保険—

専修大学商学部 小林 守

An Interpretation on the Trade Policy of Chinese Government for
Free Trade Agreement and State Trade Insurance System
Senshu University, School of Commerce Mamoru Kobayashi

中国は国内の課題から対外政策を発想する国であるといわれる。これは現在の通商・貿易政策についても適合する議論である。

2001年のWTO加盟以降、中国は外国輸入品および外国企業の直接投資に対し、国内市場を本格的に開放することになったが、同時に自国製品、自国企業の国際市場への展開に対して強力な支援を本格的に始動させている。例えば、中国企業の成長と国際化を推進するために製品および資本の輸出を支援する役割を果たすことになる自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)の締結を拡大するとともに、輸出金融を国家予算によって補完する公的貿易保険制度を整備・強化している。本稿は中国のこうした施策を整理分析するものである。

キーワード: 自由貿易協定, 公的貿易保険制度, 国内地域振興, 国内企業のグローバル競争力支援

The most outstanding measures of trade promotion by Chinese government are Free Trade Agreement and public financial support to export. The former is considered to be an economic stimulus for rural areas geographically facing neighboring countries such as Thailand, Vietnam and Laos. The latter is, on the other hand, supposed to accelerate foreign direct investment and export with a large scale by Chinese firms. The article tries to interpret the characteristics of the government's trade policy through the two measures.

Keywords: Free Trade Agreement, state trade insurance system, regional development, support for globalization of local company

1. はじめに

90年代から東アジアの経済を牽引してきた中国の東アジアでの経済外交が活発化している。すなわち、経済発展により蓄えた経済力を活用し、他国との経済連携、経済協力を積極的になってきているのである。

中国は、よく国内の課題から対外政策を発想する国であるといわれるが、それは現状の国内の困難な状況を国際的な契機によって転換し、成功してきた改革開放期の現代史的成功体験に基づいている。例えば、1970年代後半までの計画経済の非効率性を1980年代以来の外資導入により解決(市場経済化)し、また、1990年においても中国経済発展に対する桎梏として残存していた国

有企業の保護政策への依存体質や地方政府の閉鎖的かつ利己的な産業政策をWTO(世界貿易機関)加盟という外圧を利用しながら、国内の抵抗を抑えて改めていったことなどである。このように外的ファクターを利用した自己変革はおおむね成功を収めてきた。2001年のWTO加盟以降は中国企業の成長と国際化を推進するために製品および資本の輸出を支援する役割を果たすことになる自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)の締結を拡大するとともに、輸出金融を国家予算によって補完する公的貿易保険制度を整備している。本稿は中国のこの2つの政策動向を整理分析するものである。

2. 中国政府による自由貿易協定推進の背景

中国政府のFTAは近隣国とばかりのものではないが、このうち、近隣地域である香港や東南アジアとのFTAは国内経済開発との密接な関連がある。

中国政府は発展が相対的に遅れている地域への外資導入と経済発展を促進するために1990年代末には「西部開発」「東北振興」を打ち出したが、FTAは隣接する国・地域との関係を生かして、各地域の経済振興をはかる政策となっている。

例えば、香港とのFTAであるCEPA（経済緊密化協定）やアセアンとのACFTA（Asean-China FTA）は中国南部の工業品輸出地域である広東省を中心とする地域経済のための振興策である¹⁾（ハン其庄主編，2004年）。

香港が祖国中国に英国から主権返還となって以来、香港—マカオ—広東の協調が進んだが、中国の政府系研究機関により大きな推進力となった象徴がCEPAであると位置づけられている。国の政府系の主要シンクタンクで構成されている中国区域経済発展報告（2007年—2008年）編集委員会は「香港が主権返還された後、とりわけCEPAが実施されて以来、補完システムが完全に整い、広東省—香港の経済的協力関係は、その範囲と深さに於いて順調に進捗するようになってきている（中略）、グローバル化と地域経済の一体化は広東—香港の経済発展の基礎になっており、補完的発展の新しい方向を示している」と評価している（戚・景編，2008）。

以下ではCEPAとACFTAについて詳述する。

3. CEPA (Closer Economic Partnership Agreement：経済連携緊密化協定)

香港は外交・軍事は中国の主権下にある「中国の特別行政区」という位置づけになっているため、外国と結ぶ際に用いられるFTA（自由貿易協定）という名称がつかわれていないが、内容は、CEPA (Closer Economic Partnership Agreement) が「香港と中国」版のFTAであることは明らか

である。2004年1月から本格的に開始している。従来から香港は「自由貿易港」であり、中国から香港への貿易については関税障壁がない状況（ゼロ関税）であった。CEPAは香港から中国への輸出品のゼロ関税を目指すものである（馬・星野，1998）。

香港は英国から中国への主権返還（1997年）以降、経済の低迷が続いており、アジア通貨危機（1997年～1998年）においてもヘッジファンドによる香港ドルへの投機的な売りがしかけられるなど、金融センターとしての地位にも陰りが出始めていた。香港の地盤沈下は国際的にはもちろんのこと、台湾との統一をにらんだ外交戦略上の政治的価値（香港のように1国2制度は経済的繁栄を損なうものではなく、台湾についても適用可能であるということ）を損なうことを意味する。また、中国のWTO加盟（2001年）により、香港や華南地域にはそれまで他の地域に対して持っていた相対的な優位性が薄れているという危機感の現われがあった。CEPAはそうした香港およびその後背地への経済振興策としてのテコ入れであるとの位置づけを広東省社会科学院は行っている²⁾。このため、単に関税のゼロ化のみならず、中国の外資企業に対する制限業種の香港企業に対する参入解禁の前倒し実施など、より広範な内容が含まれている。香港側は2001年末から中国との自由貿易構想を提案し、約1年半というスピード協議をへて2003年6月29日にCEPAの取り決め文書に調印した。

主な内容は(1)香港から中国に輸出する電機・電子製品、アパレル・繊維製品など274品目の香港製品に関するゼロ関税の実施（「香港製品」＝香港における主要加工工程の発生、付加価値基準FOB価格の30%などで対象を基準化）、(2)非関税措置の不適用、(3)アンチダンピング関税の不適用のほか、中国がWTOで各国に約束したサービス貿易分野（コンサルティング、広告等18サービス業種）の開放において香港企業に対しては先んじて認めるものなどである。

関税の撤廃については、その後も毎年、その対象品目を拡大しており、2006年1月には1369品

図表1

香港返還以来の香港-広東貿易の推移

年度	金額	伸び率	香港・広東貿易/ 香港・中国全土貿易 (%)
97年	338	-15.5%	67.5
98年	307	-9.2%	69.5
99年	304	-1.0%	68.2
00年	368	21.1%	69.3
01年	388	5.4%	68.8
02年	476	22.7%	67.8
03年	593	24.6%	66.2
04年	745	25.6%	65.8
05年	899	20.7%	67.8
06年	1126	25.3%	
07年上半期	615		

単位：億ドル。

出所：戚・景編（2008）p. 183。

目にまで及んでいる。一般のFTA同様、このCEPAによる香港や中国への特定商品の輸出入の拡大や香港企業のビジネスの拡大を誘発すると期待された。実際に中国側で最もCEPAの恩恵を受けているのは広東省の珠江デルタ地域であり、こうした地域へ進出している外資企業は香港企業とともに広東省等での生産と貿易において便益を享受した。対象品目の拡大をうけて、2006年の1月～5月累計のゼロ関税適用品の輸出額は11億1,700億香港ドルとなり、前年同期比の2.7倍に躍進した。中国側でも「CEPAは広東-香港貿易の推進力となっており、2006年に広東が香港から輸入したCEPA活用の貨物は3.2億米ドル（対前年比28%増）で、ゼロ関税および優遇関税の対象となって中国全土に輸入される製品の約7割を占める」と評価している（戚・景編、2008）。

中国企業、香港企業のみならず、広東、香港に進出している外資系企業も対中国輸出に関して幅広くCEPAにより裨益されていると言える。

4. ACFTA (ASEAN-中国自由貿易協定)

ACFTAは中国がASEAN全体と結んだFTAである。関税交渉を主体とし、枠組みの協定（協定発改前の前倒し関税削減であるアーリーハーベスト等）、物品の貿易、サービス貿易と段階的に交

渉を積み上げていくプロセスを経た協定となっている。双方とも発展途上国であるために、GATT 24条に厳格に整合を求められない授權条項に基づいたFTAであることも協定締結が早くなった要因である。また、自国の都合で、一定限度内で例外品目を設定できるFTAとなっており、家電製品などの関税が当面はかなり高く、保護貿易的であるのも特徴である。

中国にとってACFTAも近隣地域内の経済活性化を強く念頭に置いたFTAである。アジア経済危機の影響（1998年）やIT不況の影響（2001年）を教訓とし、それぞれアジア域内の景気や米国の景気への過度の依存度を懸念したシンガポールと中国との国境貿易が多いタイがこのFTAに対して積極的であった。タイについては1990年半ばから通貨危機までの間、タイ経済の発展に伴いタイ東北部-ラオス-中国雲南省国境地帯に一時「パーツ」が流通し、「パーツ経済圏」が形成されるなどこの国境地域の物流の地域的リンケージが形成されていたという背景もある。これはその後、中国の人民元が流通する「人民元経済圏」に変わったが、中国-タイ経済の融合現象が起こっていた地域である。

約10%で成長を続ける大市場である中国とタイアップしてメリットをとることで他のASEAN諸国も一致しており、FTAを通じた多国

間協力のもとに中国経済と連携を求めたものである。多国間協力のおもな例としては、アジア協力対話、メコン河地域開発協力会議、新・アジアハイウエー構想などがある。

陸上国境の画定や輸送ルートの開発、河川利用権の画定など具体的な交渉の必要性があったことも ACFTA の推進の追い風になった。ACFTA には、一大農産物輸出地域である ASEAN を意識して農産物をメインにしたアーリーハーベストを含んでおり、日本-ASEAN の EPA 交渉があっても、農産物に対して、譲歩を行わなかったことと対比すれば、相対的に魅力のある FTA である。これも推進が順調に行われた背景である。

この他に ACFTA は実質的に密貿易が横行している国境隣接国との貿易（タイ、ラオス、ミャンマー、ベトナム）を正規の貿易に引き出すのが狙い、という意見やメコン川は上流の雲南省に大規模ダムを建設しており、水量の調節はこのダムに握られているため、水量供給と河川物流で中国との協力は不可欠である、という中国と ASEAN 側の必要性もある（竹田、2005 および吉野、2005）。

これはメコン開発など、西部開発の一部と関わっている。また汎珠江デルタ協力会議（9 省会議）の一部にも関わってくる。南寧での ASEAN との交流会・交易会も定例化し、ASEAN と物理的に接している諸省・自治区にはメリットが生じていると考えられる。このように「ACFTA は華南地域や南西部内陸地方へ便益をもたらすもの」なのである（竹田、2005 および吉野、2005）。

トラン・ヴァン・トウ（2007）は中国が ACFTA 交渉開始に際して、メコン川流域開発への 500 万ドルの援助、南北回廊整備、昆明-バンコク間の

高速道路建設費用の 3 分の 1 負担をコミットしたことを指摘し、中国が並々ならぬ決意で ACFTA の推進を図ったことを指摘している。

ACFTA は農産物や一次産品では次第に実質的な効果を生んでいる³⁾。タイはメコン川を通じて乾燥竜眼、ゴム、自動車用タイヤを中国に輸出。他方、中国はタイに対してリンゴ、ナシ、木材、玉ねぎ、にんにくを輸出している。特にアーリーハーベストで中国産のニンニクがタイに、タイ産の果物が中国に多く、輸入されている。また、カンボジアに対する直接投資のうち中国によるものが半分以上を占めており、カンボジア経済へのインパクトは大きい（吉野、2005）。

ASEAN へ中国の家電メーカー等の直接投資を促進するという「走出去」の政策の後押しという意味合いもある。中国の WTO 加盟後、以前にも増して、中国内での家電等の過剰供給状態が明らかになっており、それを解消し、これらのメーカーによる価格競争と消耗戦を避けるためにも家電メーカーのもつ供給能力を国外に出す必要があった。これは中国国内でのこれらメーカーの生産コスト上昇を抑えることにもつながり、中国輸出入銀行なども海外投融資により積極的にバックアップを行っている。

もともと安全保障上の対中国防衛網として設立されたという出自をもつ ASEAN と中国がこの地域における新しい貿易・投資構造の構築に際して主導権を握りつつ、自国の辺境地域の開発にも刺激を与えようとするのが ACFTA への期待となっている。真家（2007）は台湾の南向政策⁴⁾への牽制という政治的意味合いを指摘している。

中国は政治的な意図をベースにしつつも、政治

図表 2

中国-インドシナ国境地域周辺の協力プロジェクト

懸案	必要性	関係国
陸上国境確定	・ベトナム-中国間の安定、貿易関係の発展	中国、ベトナム
メコン川輸送ルート共同開発	・インドシナへの貿易ルートの確保による中国内陸（雲南省、広西壮族自治区）との加工業の市場提供	中国、ラオス、タイ、ミャンマー
イラワジ川輸送ルート利用権	・南アジアへのアクセスの効率化 ・インドシナへの貿易ルートの確保による中国内陸（雲南省、広西壮族自治区）との加工業の市場提供	中国、ミャンマー

資料：中野編著（2001）。

大国ではない国々で構成される ASEAN、特に大陸部の ASEAN（タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）と自国の辺境部の経済をメコン河開発、南北回廊開発とともに ACFTA で補完・振興し、そのことによる効果で経済格差縮小という国内政治の課題の解決を進めようとしているのである。

5. 中国の公的貿易保険制度の背景と実施体制

他方、中国企業の輸出を金融面から後押ししようとする貿易上の施策が政府財政を活用した公的貿易保険制度である。

中国は公的輸出信用機関として、中国輸出信用保険公司 (Sinasure) と中国輸出入銀行 (Export-Import Bank of China) が存在するが、そのうち公的貿易保険を提供するのは Sinasure である。他方、中国輸出入銀行は海外輸出金融、投資金融等のいわゆる「出・融資」を担っている。いずれも政府全額出資の組織であり、政府の輸出支援体制としては日本の場合で言うと日本政策金融公庫に属する国際協力銀行 (JBIC) と独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) に相似する。

Sinasure はそれまで、中国輸出入銀行 (1994 年設立) が担っていた貿易保険を移管するため、2001 年に設立したものである。歴史的には 1986 年に公的貿易保険機関である中国人民保険公司 (People's Insurance Company of China: PICC) が輸出保険部門を設立し、1988 年に輸出貿易保険業務を開始していた。その後、中国輸出入銀行が 1994 年に設立した輸出信用保険部門と 2001 年に統合された PICC の輸出保険部門と中国輸出入銀行の保険事業部を Sinasure に移管・統合したものである。

なお、日本の輸出入銀行 (国際協力銀行) と中国輸出入銀行の輸出信用については大きな違いがある⁵⁾。すなわち、中国輸出入銀行にはバイヤーズ・クレジットのなかには、「優遇バイヤーズ・クレジット」というものがある。これは、通常のバイヤーズ・クレジットよりも低金利、長い返済期間を供与するである。同行の優遇借款部 (Con-

cessional Loan Department) が担当している。両者の違いは、優遇借款は人民元建てであるが、優遇バイヤーズ・クレジットはドル建てである点にあり、中国輸銀はこの 2 つを使いわけている。優遇借款の借入人は政府や政府機関であることが多いが、優遇バイヤーズ・クレジットの借入人は相手国の銀行である場合もある。

Sinasure は現在、短期輸出保険、中長期輸出信用保険、投資保険、保証及び国内信用保険の業務を行っている。財務省の管理下にあるが、貿易に関係する関係各省が連携して、Sinasure の経営原則・方針 (含むプレミアム制度の設計と調整) を管理している。活動原資は政府からの出資、政府からの融資、保険加入者からのプレミアム、回収金等である。

日本の NEXI も政府全額出資であり、政府からの融資、保険加入者からのプレミアム、回収金等が活動原資であり、似ているものの、NEXI はもともと旧通産省 (現・経済産業省) 貿易保険課の機能が分離独立したものであり、現在にいたるまで経済産業省が監督官庁になっている。こうした指揮命令系統において日本は中国とは異なる。中国 Sinasure は中国財務省の管轄であり「中華人民共和国対外貿易法第 53 条」のもと、中国政府の外交方針及び産業政策、金融政策に応じて中国の輸出及び対外投資の活性化を行うことが明確になっており、最近は特にハイテク、高付加価値の資本財の輸出を促進するため輸出信用保険の提供を重視するなど、政府の産業政策、貿易政策の「実施機関」としての活動をすることが強く求められている。リスクカバー期間が 2 年未満の短期保険とそれ以上の中長期保険を行っているところは日本の NEXI と同じであるが、海外華僑の中国に対する投資保険を提供しているところに大きな特徴がある。主に香港、マカオ、台湾の投資家による中国本土への投資を促進することを狙ったものである。

6. 中国の公的貿易保険制度の運営実態

Sinasure は国有企業ではあるものの、中国企

業の海外展開を推進する中国政府の「走出去」(中国企業の輸出と海外直接投資を促進すること)政策に呼応して、民間企業の貿易、海外投資への付保を積極的に拡大している。ただし、短期の保険についてはドイツのミュンヘン再保険会社等が民間の再保険契約を通じて関与しており、全案件が政府により支援されているわけではない。但し、国益に密接にかかわる輸出案件については中華人民共和国対外貿易法第53条に見られるように外交上・産業振興上の配慮のもと、個別のリスク要因に必ずしも厳密にとらわれずに政府予算に基づく公的輸出保険制度による付保を行っていると考えられる。図表3は中国のSinosureが貿易保険を付保しているアフリカの案件の事例である。

Sinosureは中国輸出入銀行の輸出金融に対する信用保険として、同行の融資を成立させるための借入人の信用補完を行っているケースがよく見

られる。特に借入人が政府系機関や政府そのものである場合でも、その国がリスクの高い国である場合には、Sinosureの付保が求められる。図表3の例もそのひとつである。

このようにSinosureは国家のリスクに応じた対応を行っている。Sinosureでは対象国をカントリーリスクの程度に応じて9段階に分類している。リスクが一番高いランクに入った国に対しては保険を供与しない。現状でのバイヤーズクレジットは、国家リスクが中レベル以上のバイヤーに対して、保証を必要としている。実際には国または地方政府の指示があれば、政策的にリスクの高い国に対しても料率を低減する場合がある。

また輸入者(バイヤー)の信用リスクを見極める際にはそのリスクレベルに応じて10段階に分類している。Sinosureが有するデータバンクには、約42万社の海外企業の情報・データがあり、ミュンヘン再保険会社など50数社の海外

図表3

中国輸出入銀行とSinosureによるアフリカ支援(アンゴラの事例、一部)の例

プロジェクト名	金額(百万米ドル)
ルアンダ鉄道リハビリ(444km)(フェーズ1)	90
ルアンダ送電網拡張・リハビリ(フェーズ1)	15
ルバンゴ送電網リハビリ	15
ナミベおよびトムボア送電網リハビリ	25
通信関連プロジェクト	N/A

出所: JICA Pilot Study for Project Formation of Infrastructure Projects for Post-Conflict Assistance to the Republic of Angola, JICA, June, 2009, p. 8.

図表4

Sinosureの輸出信用保険審査項目

カテゴリー	項目
マクロ経済リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・政策環境・政策からのサポート等 ・経済環境
商業リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・業界特性・趨勢 ・事業の競争状況 ・財務状況・資金力 ・販売及び顧客の状態 ・仕入れ及びサプライヤーの状態 ・企業の得た資格・ランク付け等の状況 ・与信期間の長さ ・担保者の信用リスク ・リスクカバーの範囲 ・取引・プロジェクトの商業リスク ・補助的な担保条件

出所: 三菱総合研究所(2009)。

パートナーと情報交換や調査の方面で提携している⁶⁾。民間企業である輸入者ランク付けおよび案件のリスク判断には下記の審査項目を考慮する。

7. まとめに代えて

公的貿易保険体制は先進国特に欧州にその起源をもち、次第に米国、日本そして各国に広まった輸出振興の制度の1つであった。これまで、国の産業振興・貿易振興に関わる政策の忠実なツールであったが、世界的な貿易自由化の潮流にあったが、先進国、具体的にはOECDの中心的加盟国においては公的貿易保険制度において国家の関与を極力限定するようなルール作りが進められてきた。例えば、日本でも公的貿易保険体制の一部民間への開放がなされている。欧州をはじめとして、公的貿易保険に民営化への改革の動きが起きている。

他方、これとは対照的に中国など輸出競争力のある製品を持ち始めた国々では、たとえば中国⁷⁾のようにしっかりと国の政策を実施するツールとして貿易保険を運営していくための体制が、強化されている。特に中国の場合、自由貿易協定に見られるように国家主導の地域振興策が貿易を梃子として構想されており、同じように公的貿易保険制度も経済成長に伴い、外資企業との競争力にも次第に自信をつけてきた国内企業を世界市場の場で支援してゆこうとする国内経済対策としての様相が強く表れている。

注

1) CEPAは香港経由するものについては活用されているが、その使い方としては「中国で設計、検査、製造の一部等の工程を行い、香港で付加価値工程をこなして香港製品として扱われるようにする」というような使い方の事例がある如く、域内で分業工程を設け、域内創出の付加価値を発生させながら、活用している。他方、企業は香港の洋上の船舶間等で積み替えし、香港域内に持ち込まない中国への輸入荷物については域内付加価値の創出がなされないため、CEPAを活用していない。香港に本社をもちながら深圳に製造工程や事務処理の会社をおき、中国での優遇制度と合わせて香港のCEPAの優遇措置を活用する「made by Hong Kong」（香港で企画、デザインな

どを行い、それに基づいて中国域内（隣接する広東省内等）で製造し、第三国に輸出する製品のこと）という手法は今も健在である。

- 2) 広東省社会科学院は広東省政府のシンクタンクであり、広東省の経済政策決定に大きな影響力をもっている。
- 3) フィリピンでは逆にバナナなどに対して中国が非関税障壁を設けており、ACFTAは実質面でフィリピンにとってメリットが少ないとの議論がある。
- 4) フィリピンなど近接するASEAN諸国と経済連携を深めようとする政策。1990年代後半の李登輝総統時代から提唱されているもの。中国に台湾企業の投資が集中しすぎないように、また、そのことによって、台湾に製造業拠点が少なくなり、いわゆる「空洞化」しないように企業をけん制するための当時の国民党の対外経済政策である。
- 5) 国際協力機構専門家インタビュー（2009年7月）。
- 6) ミュンヘン再保険会社へのインタビュー（2006年12月）による。
- 7) 中国では公的な支持部分を残しつつ、貿易信用保険の実施機関である中国輸出信用保険（Sinosure）自体の経営は民間の持ち分が増えている。

参考文献

- 中野実編著（2001）『リージョナリズムの国際政治経済学』学陽書房，pp. 116-132。
- ハン其庄主編（2004）『新的増長極-東北振興戦略』中共中央党校出版社，pp. 48-89。
- 馬洪・星野進保編著（1998）『香港回帰后的華南經濟發展与東亜經濟關係』CDI Commercial Publishing Co., pp. 223-242。
- 戚本超・景体華編（2008）「中国区域經濟發展報告（2007年～2008年）」p. 183。
- 竹田いさみ（2005）「ASEANに影響力強める中国」『東亜』No. 456, pp. 10-21。
- 吉野文雄（2005）「ASEANと中国の経済的距離」『東亜』No. 456, pp. 22-28。
- トラン・ブアン・トゥ・松本邦愛編著（2007）『中国-ASEANのFTAと東アジア経済』文眞堂，pp. 143-178。
- 真家陽一（2007）「中国のFTA戦略」浦田秀次郎・石川幸一・水野亮編著『FTAガイドブック』JETRO，pp. 134-140。
- 広東省社会科学院（2005）「CEPA与大珠三角經濟一体化」景体華編著『中国区域經濟發展報告2004年～2005年』社会科学文献出版社，pp. 181-192, pp. 278-290。
- 日本經濟新聞朝刊2008年5月13日第24面。
- 大江志伸（2005）「域内安定の保険としての新日中論」『東亜』No. 461, pp. 41-44。
- 小林守（2009）「先進国の公的貿易保険制度における公的サポートと民間保険会社一日欧の公的貿易保険制度における官民の『役割分担』を中心として」『専修大学商学論集』7月。
- 三菱総合研究所（2004）「發展途上国による輸出信用条件に関する調査研究」経済産業省委託調査，3月。
- 三菱総合研究所（2007a）「貿易保険分野における再保険市場等に関する調査」経済産業省委託調査，3月。

三菱総合研究所 (2007 b) 「発展途上国の貿易保険制度等輸出信用制度等調査事業」経済産業省委託調査, 3月。
三菱総合研究所 (2008) 「発展途上国の貿易保険制度等輸出信用制度が与える我が国への影響と対応策に関する調査研究」経済産業省委託調査, 3月。

三菱総合研究所 (2009) 「輸出信用機関 (ECA) のバイヤープレミアム制度に関する調査」経済産業省委託調査, 3月。